

久留米市テレワーク用  
閉域網モバイル回線調達仕様書

令和2年10月

久留米市

## 1. 概要

近年発生している大雨等の災害時における避難所で、デジタル機器のない状況で職員が従事しており、情報収集や報告等で時間を要している。テレワーク環境を構築することで、職員がデジタル機器を持参して避難所の従事ができ、防災対策本部等とのやりとりや、情報収集が迅速かつ効率的な運営が可能となり、内閣府が示す防災 IT 化（新型コロナ感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築）を実現できる。

また、避難所業務に限らず、選挙事務や、サテライト会場においても、この環境を活用でき、更なる市民サービス向上が期待できる。この環境で利用する閉域モバイル回線の調達を行う。

## 2. 契約方法・期間

契約は、契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

ただし、次年度以降において当市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、この契約を解除することができる。

## 3. 閉域網モバイル回線仕様

以下（１）、（２）の基本要件を満たす、閉域網モバイル回線を敷設すること。

### （１）閉域 S I M 回線に関する基本要件

- ア. インターネットを経由せず、完全に閉ざされたプライベートなネットワーク上で通信するものであること。
- イ. モバイル回線は L T E、4 G、3 G の移動体通信網に接続できるものとし、日本国内において安定的に利用可能であること。
- ウ. 閉域 S I M 回線に接続可能な専用 S I M カードを 5 0 枚用意すること。専用 S I M カードは 1 枚ごとにプライベートアドレスの割当てが可能であること。
- エ. 専用 S I M カード 1 枚あたりの使用可能データ容量は、月間 2 0 G B 以上であること。また、月間のデータ容量を超えた場合も 1 2 8 k b p s 以上の速度で通信可能なこと。
- オ. 専用 S I M カード紛失時、故障申告受付窓口により S I M ロックが可能なこと。
- カ. 専用 S I M カードは、「標準 S I M」「m i c r o S I M」「n a n o S I M」のいずれか選択が可能であること。

### （２）広域イーサネットに関する基本要件

- ア. 光ファイバーを用いた広域イーサネットとし、I E E E 8 0 2 . 1 Q が利用できること。
- イ. 久留米市本庁内の閉域 S I M からの受回線は有線接続であること。
- ウ. エンド・エンドを固定した相手先固定通信であり、通信回線速度は「上り」「下り」とともに、最大で 1 0 0 M b p s 以上のサービスであること。
- エ. 広域イーサネットの提供インターフェースは、R J 4 5（I S O 標準 I S 8 8 7 7 準拠）、回線種別は「1 0 0 B a s e - T X」であり、全二重固定通信であること。
- オ. 広域イーサネット網内の中継区間回線及び網内装置は冗長構成を成していること。
- カ. 広域イーサネットは、久留米市役所本庁の 5 階に敷設すること。

## 4. 施工管理仕様

### (1) 導入スケジュール

令和3年4月1日を回線開通日とする。なお、令和3年3月31日までに閉域網モバイル回線の敷設および専用SIMカードの納品と疎通確認を完了すること。

ただし、費用発生に関しては、回線開通日に準ずること。

### (2) 導入工事

ア. 回線導入工事等を実施する際には、事前に十分な現場調査・調整を実施するとともに、関連法規を遵守し、受注者の責任のもとに円滑に作業を行うこと。なお、施工方法及び施工実施日時等については久留米市の担当者に対し事前に十分説明し、その承認を得ること。

イ. アクセス回線は回線終端装置を設置することとし、設置場所については、久留米市役所本庁の5階に設置すること。なお、導入工事に伴い必要となる、久留米市が所有するルータ、スイッチ等のネットワーク機器およびタブレット、ノートパソコン等の端末機器に対する変更（設定、配線、移設等の変更）は工事の対象外とする。

ウ. 令和2年度中に疎通確認ができる状態にすること。なお、日程については、別途協議するものとする。

## 5. 保守仕様

### (1) 通信回線保守に関する機能要件

ア. 24時間365日の故障申告受付、復旧体制を有すること。

イ. 受注者は、故障発生時においては迅速な故障切り分けを行うとともに、速やかに復旧を図ること。

ウ. 受注者は、提供回線に故障が発生し、その故障を検知した場合、故障発生の通知を久留米市が事前に指定した連絡先に速やかに連絡すること。

## 6. その他

### (1) 法令の遵守

受注者は、本調達にあたって関係法令および久留米市条例等を遵守すること。

### (2) 機密情報の保護

提案者は本調達において知り得た久留米市の機密に関する情報を市の承認なく第三者に開示しないものとする。

### (3) 疑義の解釈

受注者は本調達において疑義が生じた時または本仕様書に記載のない事項については、久留米市の担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。